

◇ 令和6年7月～9月 裁決事例

Q : 令和6年7月から9月の裁決事例が公表されたとか。どのようなものがありましたか？

A : 次のような内容でした。

【解説】

先ごろ、国税不服審判所から令和6年7月分から9月分の裁決事例が公表されました。

国税通則法関係が2件、所得税法関係が2件、相続税法関係が1件、徴収税法関係が2件の7件でした。

主なものに次のものがあります。

【所得税法関係】

本件は、請求人が、生命保険契約を解約したことにより受領した解約返戻金に係る所得を含めずに所得税等の申告をしたところ、原処分庁が、解約返戻金に係る一時所得の金額が生じるとして、更正処分等を行ったのに対し、請求人が、生命保険契約に係る契約者貸付金の支払利息が一時所得の金額の計算上控除されるため、一時所得の金額は生じないとして、更正処分等の取消しを求めた事案です。

裁決では、本件利息がその収入を得るために支出した金額に含まれるというためには、本件保険契約に係る保険料の支払に本件借入金が充てられたものであることが必要であるところ、請求人は、本件契約者貸付けを利用する前に本件保険契約に係る保険料を完納しており、本件借入金が本件保険契約に係る保険料の支払に充てられていないことは明らかであるから、本件利息は、本件解約返戻金に係る一時所得の金額の計算上、その収入を得るために支出した金額に含まれないとしました。

